

有人国境離島法の延長及び充実に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年12月19日

提出者

久 城 恵 治	野 津 直 嗣	中 村 純
森 山 裕 介	角 智 子	尾 村 利 成
絲 原 德 康	五百川 純 寿	成 相 安 信

(別紙)

有人国境離島法の延長及び充実に関する意見書

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（以下「有人国境離島法」という。）は、平成28年に議員立法で制定され、平成29年4月の施行以来、我が国の領海、排他的水域等の保全などに大きな役割を果たしてきた。

本県においては、隠岐4町村と連携・協力し、有人国境離島法に基づく国の交付金を活用し、「航路・航空路の運賃低廉化」や「輸送コストの支援」、「雇用機会の拡充」、「滞在型観光の促進」などに取り組み、結果として、地域の活力向上や雇用の確保、交流人口の拡大等において一定の成果を上げている。

しかしながら、人口減少や高齢化が進展する中、担い手不足が深刻化し、隠岐航路の大幅な減便や医療提供体制の縮小などが生じ、また、近年の物価高騰により島民生活を取り巻く環境は益々厳しいものとなっている。

有人国境離島地域の中でも、本土から遠隔の地に位置している特定有人国境離島地域の人口が著しく減少すると、我が国の領海等の保全などに関する活動の拠点としての機能の維持が著しく困難となる。

引き続き、特定有人国境離島地域が、我が国の極めて重要な活動拠点としての機能を維持し、継続的に居住可能となる環境が整備されていくためには、有人国境離島法の延長及び充実が必要不可欠である。

よって、国におかれでは、令和9年3月末に期限を迎える有人国境離島法を延長するとともに、特定有人国境離島地域の地域社会の維持が着実に図られるよう、航路・航空路運賃の低廉化の対象拡大をはじめ支援策の充実について、併せて求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

【令和7年12月19日原案可決】